

らせ

給与支払報告書は お早めに

給与支払報告書は、2月2日(月)が提出期限となっていますので、よろしくお願い致します。

なお、ご存知のように2月16日(月)から所得税および市・県民税の申告が始まりますので、できるだけ早期の提出をお願いします。

また、青色専従者給与を支払っている場合についても、専従者給与支払報告書の提出義務がありますので忘れずに提出してください。



償却資産の申告

事業用資産の所有者は、毎年1月1日現在をもって償却資産の申告をしていただくことになっています。

申告書の提出は2月2日(月)までとなっていますので、忘れずに提出してください。

なお、申告用紙のない方は税務課資産税係へ請求してください。

家屋の取りこわし 届出書の提出は お済みですか

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されますが、家屋の取りこわし届出書の提出がないと課税される場合がありますので、次のような場合は「家屋取りこわし届出書」を1月中旬に税務課まで提出してください。

建物を壊し、滅失登記が済んでないとき
未登記家屋を取り壊したとき

なお、届出書の用紙は、税務課に用意してあります。

所得税/事業税/市県民税 共同説明会

日時 2月5日(木)

午後1時～3時

場所 市役所3階 大会議室

問合先 税務課

平成10年度県政モニターを募集します

県民の皆さんから、県政に対する自由で清新な意見を寄せていただき、これを県政に反映するために、県では、次により県政モニターを募集します。

応募資格

県内に居住している満20歳以上(平成10年4月1日現在)の方。
ただし、次の方は応募できません。

- (1) 国会議員および地方公共団体の議会の議員
- (2) 常勤の国家公務員および地方公務員
- (3) 過去に県政モニターの経験のある人

モニターの仕事

県政全般についての意見、要望などを随時寄せていただくほか、アンケート調査などに回答していただきます。また、知事との意見交換会や各地方振興事務所で行う意見交換会、県などの施設見学に出席していただきます。

なお、県政を理解していただくために、各種資料をお送りします。

募集人員 130名

※応募された中から、市町村人口別、職業別、年齢別、性別などを考慮して、県民全体の意見を把握することができるよう選考させていただきます。

任期 1年

モニター活動に関する費用

通信および意見交換会に出席していただくための費用は、県が負担します。

募集期間 1月5日(月)～2月10日(火)

申込方法 官製はがきに、住所・氏名・生年月日・年齢・性別・職業(具体的に)・電話番号を明記し、お申し込みください。

申込・問合先 田原3-3-3 南都留地方振興事務所 ☎(45)7800

爆発事故の 再発防止について

昨年12月2日に富士吉田市上吉田地内で発生した爆発事故の原因は、不発弾によるものでした。

火薬類取締法では、この免状所持者等以外の者が、火薬類を取り扱うことは禁止されています。

もし、不発弾等を発見した場合は、直ちに最寄りの警察署に連絡してください。また、銃砲弾等の残弾を破棄する時は、銃砲弾等を購入した販売店の指導を受けるようにしましょう。

問合先 都留警察署 ☎(45)0110

老人医療受給者の方へ お知らせ

住民税非課税世帯の方は、入院の際の食事代の一部が減額される場合があります。詳しくは保健環境課国保医療係まで連絡してください。

2月1日(日)から『老人医療受給者証』が新しくなります。新しい受給者証は今月下旬に郵送によりお届けします。

古い受給者証は2月になったら市役所、または、各地域コミュニティセンターへ届けてください。

問合先 保健環境課 国保医療係

看護婦・介護福祉士 募集

募集要件

看護婦(士)・准看護婦(士)

平成10年3月卒業見込みの方、もしくは既に看護婦・准看護婦免許を有する方

募集人員 若干名

介護福祉士

平成10年3月卒業見込みの方、もしくは既に介護福祉士免許を有する方で年齢30歳未満の方

募集人員 1～2名

受付期間・手続き

1月5日(月)から2月27日(金)まで、市役所庶務課または老人保健施設「つる」事務室へ申し込んでください。

提出書類

看護婦(士)・准看護婦(士)・介護福祉士免許証(免許を有する者のみ)、履歴書(市販のもの可)、卒業見込証明書、健康診断書

選考方法

筆記試験または面接試験

市立病院からお知らせ

市立病院では、泌尿器科の診療を開始しました。

診療日および受付時間は次のとおりです。

毎週水曜日 午前中

受付時間 午前8時30分～11時